令和６年度 事業報告書

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

一般社団法人 全日本文具協会

Ⅰ　実施事業

一般社団法人全日本文具協会は、令和６年度において、定款第４条（事業）及び令和６年度事業計画に基づき、以下のとおり事業を実施した。

〔１〕文具に関する調査研究及び情報提供事業（定款第４条第１項、第２項、第５項事業）

１．環境表示等に関する調査研究及び情報提供

（１）グリーン購入法に関する調査研究及び情報提供

循環型社会形成推進基本法の個別法として、平成１３年４月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行され、同法に基づく「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」における「国等が重点的に調達すべき物品（特定調達物品）」として、文具類４８品目が定められた。その後、年ごとに品目の追加・整理が行われ、現在は８５品目まで拡大された。

当協会は、特定調達品目の調達と普及をはかることを目的として、平成１５年２月より、文具類に関する基本方針の見直しに協力するとともに、毎年、国・地方等の物品調達担当者が文具類を調達する際の指針として、特定調達品目の解釈・範囲を判りやすく解説した「グリーン購入法（文具類）の手引」を発行している。

① グリーン購入法の判断の基準（文具類）の見直しに関する協力

グリーン購入法における文具類の判断の基準について、環境省と当協会による意見交換等を通じて、以下のとおり見直しを行った（令和７年４月１日適用）。

・第１回意見交換：令和６年７月１２日（金）　於 東京文具共和会館

・第２回意見交換：令和６年９月２０日（金）　於 インテージ秋葉原ビル

ア）金属を除く主要材料が紙の場合の古紙パルプ配合率に係る要件の変更

＜見直し前＞古紙パルプ配合率≧○％（品目により40%、50%または70%）

＜見直し後＞古紙パルプ＋森林認証材パルプ＋間伐材等パルプの合計配合率≧○％
（品目により40%、50%または70%）

イ）グリーンスチールの使用に関する基準の新設（全分野共通）

原材料に鉄鋼が使用された物品の場合、当該製品の一部にグリーンスチールを使用し、かつ当該品目の判断の基準を満たしていれば「基準値１」の取り扱いとなる。

【参考：基準値１、基準値２の定義】

基準値１　判断の基準において２段階の判断の基準を設定している場合に、当該品目におけるより高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準として示すもの。
（脱炭素社会等の実現を目指す観点からも「基準値１」による調達が積極的に推進される。）

基準値２　判断の基準において２段階の判断の基準を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの。

（将来的に、文具類の判断の基準にも２段階基準が設定される見通し。）

② グリーン購入法の判断の基準見直しに関する提案

プラスチック資源循環法において、認定プラスチック製品（製品分野ごとのプラスチック使用製品設計認定基準に基づき主務大臣の認定を受けた製品）については、国がグリーン購入法上の配慮をすることとされている。当協会は、環境省とのグリーン購入法上の認定プラスチック製品の取扱いに関するヒアリングにおいて、文具類の判断の基準に「国等が認定プラスチック製品を優先的に調達する」旨を明記することを提案した。この提案について、環境省と当協会は、令和７年度の判断の基準見直しに向けて協議を進めている。

・第１回ヒアリング：令和６年１１月１５日（金）　於 経済産業省別館
・第２回ヒアリング：令和７年２月２５日（火）　於 インテージ秋葉原ビル

③ グリーン購入法（文具類）の手引（第２２版）の作成と配布

グリーン購入法の判断の基準の見直しを受けて、「グリーン購入法（文具類）の手引」を改訂し、第２２版として当協会ホームページに公開した。

また、この手引は、環境省のホームページ「グリーン購入法.net」に掲載されるとともに、環境省が主催する「グリーン購入法基本方針説明会（リアル開催７回、オンライン開催１回）」に提供し、国等の公共調達及び企業等のグリーン調達の担当者等に周知された。

④ グリーン購入法特定調達品目の市場形成状況に関する調査への協力

環境省が実施する、令和５年度（2023年度）におけるグリーン購入法特定調達物品（文具類）等の市場状況及び環境負荷低減効果に関する調査に協力した（巻末【別表１】【別表２】【別表３】参照）。

（２）プラスチック使用製品設計認定基準の原案作成

わが国は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R＋Renewable）を促進するための措置を講ずるため、令和４年４月に、「プラスチックに係る資源循環の促進等に係る法律（プラスチック資源循環促進法）」を施行した。

同法では、プラスチック使用製品設計指針に適合した環境配慮設計を主務大臣が認定する制度を設けており、プラスチック使用製品について、製品分野ごとに設計認定に係る適合基準（認定基準）を定めることを推奨している。

当協会は、プラスチックを使用した文具・事務用品のうち、プラスチック使用量と国等の機関による調達量が比較的大きく、プラスチック削減効果が大きいと考える品目のうち、「クリアーホルダー」、「クリアーファイル」及び「バインダー」の３品目について設計認定基準及び認定申請様式の原案を作成し、令和５年１２月に経済産業省に提出した。

上記３品目のプラスチック使用製品設計認定基準原案は、経済産業省資源循環経済課において、約１０ヶ月かけて内容の精査と当協会との調整を行い、令和６年１０月２８日開催の経済産業省「産業構造審議会 産業技術環境分科会 資源循環経済小委員会設計認定基準WG」の審議を経て承認された。

その後、当協会と経済産業省資源循環経済課において文具・事務用品の「設計認定基準の告示案」の文案について調整を行い、令和７年３月１８日にパブリックコメントが開始された。

・第１回調整会議：令和６年５月３１日（金）　於 経済産業省別館
・第２回調整会議：令和６年９月９日（月）　於 経済産業省別館
・第３回調整会議：令和６年１０月２２日（火）　オンライン
・第４回調整会議：令和７年３月１７日（月）　於 経済産業省別館

（３）プラスチック使用製品設計認定申請の手引き（仮称）作成への協力

経済産業省資源循環経済課は、プラスチック使用製品設計認定基準と同時に公表する「プラスチック使用製品設計認定申請の手引き（仮称）」を作成している。申請の手引きは、申請者に設計認定基準の詳細と認定申請の方法等を判り易く解説し、また認定を受けるための申請様式等を示すものである。当協会は、文具・事務用品の申請の手引き案の内容を精査し、申請者が円滑に申請業務を遂行できるように、内容の修正案及び認定申請様式案を経済産業省資源循環経済課に提言している。

（４）文具・事務用品のカーボンフットプリント製品別表示ルールの策定

環境省は、国民がカーボンニュートラルに貢献する製品・サービスを選択できる社会を実現するためには、カーボンフットプリント（以下、CFPという。）を通じて、消費者に購買活動における気候変動影響を「見える化」する必要があるとしている。一方で各企業がそれぞれ同じ製品分野で自社ルールによる表示を進めると、異なる表示方法でCFP情報が表示された製品等が乱立することにより、消費者の混乱を招くおそれがある。この解消のため、業界によるCFPの表示ルールを共通化する必要であるとして、令和６年度において「製品・サービスのCFPに係るモデル事業」を通じて、業界あるいは業界のリーディング企業群によるCFPの表示ルールの共通化に向けた支援を行った。

当協会は、文具・事務用品のCFP算定結果を、製品やパッケージあるいはHPに表示するにあたって、消費者や調達者に理解しやすいように、CFP算定結果の表示方法を共通化することが必要であるとして、本支援事業を活用し、環境省脱炭素ビジネス室、ボストン・コンサルティング・グループ、及びソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社の協力のもと、経済産業省・環境省が作成した「CFPガイドライン（令和5年５月）」、「CFPガイドライン～CFP実践ガイド（令和5年5月）」及び「CFP表示ガイド（令和7年2月）」に整合した文具業界の「CFP算定ルール」を策定した。

この算定ルールは、令和７年２月２６日（水）に当協会のホームページで公開するとともに、同日に説明会を開催した。

また、当協会の表示ルール策定に係る取り組みについて、令和７年３月５日（水）に開催された、環境省の脱炭素経営フォーラムにおいて報告した。

＜表示ルール検討会＞

・第１回：令和６年７月２４日（水）　於 ボストン・コンサルティング・グループ
・第２回：令和６年８月７日（水）　於 ボストン・コンサルティング・グループ
・第３回：令和６年９月１３日（金）　於 ボストン・コンサルティング・グループ
・第４回：令和６年１０月４日（金）　於 ボストン・コンサルティング・グループ
・第５回：令和６年１１月１５日（金）　於 ボストン・コンサルティング・グループ

（５）カーボンフットプリント算定のポイントQ＆Aの作成

カーボンフットプリント（以下、CFPという。）算定における留意点を取りまとめた「CFP算定のポイントQ&A（第１版）」を作成し、当協会ホームページの会員企業専用ページに公表した（閲覧には会員企業個別のID／PWが必要）。このQ＆Aは、CFP算定ワークショップにおいて、参加者から寄せられた質疑を中心に取りまとめたものであり、今後もCFPの算定を普及していく中で入手した情報等に基づき項目を追加していく。

（６）エコマーク認定基準に関する調査研究及び情報提供

エコマーク認定基準「No.112 文具・事務用品」の部分改定について、日本環境協会エコマーク事務局に協力し、以下のとおり改定を行った。

ア）グリーン購入法の判断の基準の見直しに伴い、主要材料が紙材の場合、従来の古紙基準に加え森林認証材及び間伐材等の基準が追加され、併せて紙材に関する用語が改定された（2025 年 3 月 1 日適用）。

イ）配慮事項に、カーボンフットプリントやライフサイクルアセスメントの算定を新たに設定した（2025 年 4 月 1 日適用）。

【参考：文具・事務用品のエコマーク認定ライセンス数（2024年12月末日現在）】

	2024年	2023年	2022年	2021年	2020年
文具・事務用品の認定ライセンス数	697	698	694	691	694
商品累計全体の認定ライセンス総数	5,143	5,050	4,715	4,336	4,110
文具・事務用品が全体に占める割合（%）	13.6	13.8	14.7	15.9	16.9

２．SDGs（持続可能な開発目標）に関する調査研究

当協会は、SDGs対応基本方針及び行動指針に基づき、以下の調査及び研究を行った。

（１）CO2排出量削減に関する調査研究

わが国は、令和２年（2020年）１０月、令和３２年（2050年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

当協会は、企業が国の目標であるカーボンニュートラルの実現に向けて、CO2排出量の削減に取り組むためには、まず自社のCO2排出量を算定することから始める必要があるとして、令和４年度において「CO2排出量（Scope1・2）簡易算定マニュアル」を作成公表し、会員企業がCO2直接排出量（Scope1排出量）及びエネルギー起源間接排出量（Scope2排出量）を算定することを推奨した。

令和６年度は、企業等が自社のCO2排出量（Scope１・２）の概算を簡易的に算定するための「CO2排出量簡易算定シート（仮称）」を作成しており、令和７年度内に、当協会ホームページの会員企業専用ページに公表し（閲覧には会員企業別のID／PWが必要）会員企業の参考に資する。

（２）地球温暖化対策推進法（温対法）に関する調査研究

わが国は、平成１０年に、京都議定書採択を受けて、地球温暖化の防止に向けて温室効果ガスの排出量削減や吸収作用の保全・強化を推進するための温対法を制定し、平成１８年には、温対法に基づき温室効果ガス公表制度が施行された。

温室効果ガス公表制度は、温室効果ガスを多量に排出する事業者（特定排出事業者）が、自らの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられ、報告されたデータは国が集計し公表する制度であり、このプロセスにより、事業者は自らの排出状況を把握し、排出抑制対策を立案・実施することが可能になるとともに、国民や他の事業者もこれを参考にして、温室効果ガス削減への意識を高めることが期待されている。

当協会は、複雑な温室効果ガス公表制度に対応していくために、同制度に関する公的な資料を収集し、それらの資料を取りまとめるとともに、制度に係る解説を加えた「温室効果ガス公表制度の手引き（仮称）」を作成しており、令和７年度内に、当協会ホームページの会員企業専用ページに公表し（閲覧には会員企業別のID／PWが必要）会員企業の参考に資する。

（３）エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）に関する調査研究

わが国は、平成１１年に、オイルショックによる石油供給の不安定な状況を背景として、エネルギー資源の効率的使用と経済的安定の確保を目的に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（旧法律名）」を施行した。

改正を重ね、令和５年の改正では、法律名を変更し、事業者等に対して、非化石エネルギーへの転換、電力需要の最適化及びエネルギー使用の合理化等、カーボンニュートラルの目標を達成するための新たな取り組み等を求めている。

当協会は、令和５年の改正省エネ法で求められる事業者の取り組み等に対応するために、同法の改正内容に関する公的な資料を収集し、それらの資料を取りまとめるとともに、事業者等に求められる取り組み等に係る解説を加えた「省エネ法の手引き（仮称）」を作成しており、令和７年度内に、当協会ホームページの会員企業専用ページに公表し（閲覧には会員企業別のID／PWが必要）会員企業の参考に資する。

（４）サステナビリティ情報開示に関する調査研究

わが国は、令和５年に、有価証券報告書での開示内容を定めた「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、有価証券報告書の中で、財務情報、リスク情報、ガバナンス情報、サステナビリティ情報、事業計画及び重要な契約や取引の開示を求めている。

そのうち、サステナビリティ情報においては、多様性に関する指標（女性管理職比率、男性の育休取得率、男女間賃金格差）、サステナビリティに関する「ガバナンス」「リスク管理」「戦略」「指標及び目標」に関する情報及び人的資本に関する情報（人材育成方針・社内環境整備方針と関連する指標・目標・実績）等の開示が要求されている。

当協会は、企業のサステナビリティ情報の開示に関する方針等について調査をし、調査結果をもとに、「企業が開示すべきサステナビリティ情報に関する手引き（仮称）」を策定しており、令和７年度内に、当協会ホームページの会員企業専用ページに公表し（閲覧には会員企業別のID／PWが必要）会員企業の参考に資する。

（５）サステナビリティ開示基準（SSBJ基準）の気候関連開示基準に関する調査研究

令和４年に設立されたサステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、国際的な基準であるIFRSサステナビリティ開示基準（ISSB基準）との整合性を図りつつ、日本企業の実情に配慮したサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）を策定し、令和７年３月に公表した。

SSBJ基準は、有価証券報告書におけるサステナビリティ関連情報の開示を強化するために設けられ、適用基準（サステナビリティ関連財務情報の開示に関する基本的な事項を定める）、一般開示基準（サステナビリティ関連のリスクや機会に関する情報を開示するための具体的な内容を定める）及び気候関連開示基準（気候関連情報の開示に特化した基準を定める）の３つの基準で構成されており、主にプライム市場に上場する企業を対象として令和９年３月期より段階的に適用が進められる。

当協会は、特に、気候変動が企業に与えるリスクや機会に関する情報として求められる気候関連開示基準に関する調査及び資料の収集を進めており、気候関連に関する具体的な開示事例を取りまとめ、令和７年度内に、当協会ホームページの会員企業専用ページに公表し（閲覧には会員企業別のID／PWが必要）会員企業の参考に資する。

（６）法規制調査に関する調査研究

文具業界において、人や環境への有害な影響を防ぐための製品に含まれる化学物質に関する規制等、製品に係る法規制は年々厳しくなってきており、それに伴い、流通業者等からメーカーに対して、法規制に関する問い合わせ等が増加している。

メーカー各社は、問い合せ等に対する調査や回答書の作成、あるいは法規制に準拠するための製品仕様の変更を余儀なくされており、担当部門の業務負担が増加している。

特に規制の内容が不明なケースや調査方法が確立されてないケース、どの程度の精度で調査する必要があるかなど不明確な点が多く、法規制調査に苦慮している企業も多いと思われる。

当協会は、これらの状況を背景に、文具に関係する法規制の内容とともに、その調査・対応方法及び調査精度等について、文具業界における対応事例に関する情報を収集し、「化学物質等法規制調査に関する手引き（仮称）」として取りまとめており、令和７年度内に、当協会ホームページの会員企業専用ページに公表し（閲覧には会員企業別のID／PWが必要）会員企業の参考に資する。

（７）プラスチック削減に関する調査研究

わが国は、プラスチック資源循環促進法（令和４年４月施行）に基づくプラスチック使用製品設計指針において、プラスチック使用製品の製造事業者等に、プラスチック製品のプラスチック材料を減量化（削減）することを促進している。

当協会は、同設計指針に基づき、令和４年７月に、文具・事務用品の「プラスチック使用製品設計ガイドライン」を発行し、文具・事務用品におけるプラスチック材料の減量化を推奨しているが、さらにプラスチック材料を削減するための合理的な方法を検討する必要があるとして、特にバイオマスプラスチックの利活用による石油由来バージンプラスチック削減に焦点をあて、文具メーカーにおけるバイオマスプラスチックの活用事例を調査するとともに、会員企業向けに「環境配慮型プラスチックの活用に関する勉強会（令和６年１１月２６日開催）」及び「プラスチックに関する勉強会（令和７年２月１０日開催）」を企画し開催した。

３．文具製品の安全性向上に関する調査研究及び情報提供

（１）改正消費生活用製品安全法に関する意見交換

令和６年１２月に、消費生活製品安全法が改正（令和７年１２月施行予定）され、同法

の規制対象に３歳未満の乳幼児向けの玩具が追加された。文具として販売される製品であっても、乳幼児の遊びのために用いられると認められる機能、構造等を有するものは規制の対象となり、製造事業者等は、技術基準に適合した製品に自らＰＳマークを表示して販売することが義務付けられる場合がありうる。

当協会は、経済産業省からの要請に基づき、経済産業省製品安全課より改正法に関する説明を受けるとともに、経済産業省と当協会及び日本筆記具工業会において意見交換を行い情報共有をはかった。また、当協会は「キッズデザインセミナー（令和７年２月２１日開催）」において、改正内容についての説明を行った。

・意見交換会：令和７年１月２１日（火）　オンライン

（２）シュレッダの可動部の安全に関するガイドラインの公表

当協会は、シュレッダによる傷害事故（平成１８年）を受けて、ビジネス機械・情報システム産業協会と事故情報及び安全対策等に関する情報を共有するとともに、両団体共同で策定した「シュレッダ可動部の安全に関するガイドライン（第３版）」を当協会のホームページに掲載し、シュレッダを製造販売する会員企業に向けた安全性確保のための注意喚起に努めた。

（３）シュレッダへの可燃性スプレー使用に関する注意事項の公表

当協会は、可燃性スプレー使用によるシュレッダの発火事故（平成２１年）を受けて、ビジネス機械・情報システム産業協会と事故情報を共有するとともに、両団体共同で作成した「シュレッダへの可燃性スプレー使用に関する注意事項」を当協会のホームページに掲載し、主にシュレッダを使用する消費者に向けた安全性確保のための注意喚起を行った。

４．文具の知的財産権擁護に関する調査研究及び情報提供

（１）第３５回国際文具・紙製品展（ISOT2024）会場における模倣品調査

国際文具・紙製品展（ISOT）では、全ての出展社には、「模倣問題に関する誓約書」の事前提出を義務付けており、同展における模倣品の展示・取引の防止に努めている。

当協会知的財産部会は、ISOT2024展示会場での模倣品展示の有無に関する調査を実施し、模倣品出展業者に対しては、弁理士立ち合いのもと適切な対応をはかった。

この取組みは、ISOT2002から継続して実施しており、ISOTにおける模倣品の展示及び取引の抑止力となっている。

実施日時　令和６年７月３日（水）１０時３０分～１７時４０分
実施場所　東京ビッグサイト東展示ホール
調査対象　ISOT2024の全出展ブース
参加人員　３６人（委員３０人、弁理士１人、主催者兼通訳１人、事務局１人、オブザーバ３人）
指導協力　創英国際特許法律事務所 副所長　黒川 朋也 弁理士

調査結果

品名	権利者	対象権利	出展社国名	調査結果等
マーキングペン	Ａ社	商標	中国	権利侵害を確認
ノート	Ｂ社	意匠	中国	権利侵害の疑い
ボールペン２種	Ｃ社	特許	中国	製品撤去
書類ホルダー	D社	特許	中国	製品撤去・権利侵害確認同意書
社名表示	D社	商標	中国	権利行使を見送り
ボールペン	E社	意匠	中国	権利侵害の疑い
サインペン４種	Ｅ社	意匠	中国	権利侵害の疑い

（２）第３３回知的財産権３団体交流会

全日本文具協会、日本玩具協会及び日本時計協会により、知的財産権に関する交流会を開催し、知的財産権に関する情報交換を行った（幹事団体：日本時計協会）。

開催日時　令和６年１１月７日（木）１５時～１７時４５分

開催場所　ベルサール九段　Room４

内　　容　①講演会

テーマ　商標的使用と判断される表示について

～裁判例と個別商品に見る判断基準～

講師　西村　雅子　氏（国際ファッション専門職大学　教授・弁護士）

②各団体からの活動報告

・日本玩具協会「STマークの中国商標登録」他

・全日本文具協会「ECサイトに関する調査結果報告」

・日本時計協会「真正品の改造と商標権侵害」

参 加 者　６１人（文具３２人、玩具１４人、時計１５人）

（３）ECサイトに関するアンケート調査

会員企業を対象に、ECサイトに関するアンケートを実施し、調査結果を当協会ホームページの会員企業専用ページに掲載公表した（閲覧には会員企業個別のID／PWが必要）。

調査期間：令和６年１０月８日～１６日

調査対象：会員企業５８社

回答数／率：３２社／５５．２％

〔２〕文具に関する研修会及びセミナー等の開催事業（定款第４条第３項、第５項事業）

文具業界におけるさまざまな課題に対応するために、専門分野の講師を招聘するなど、セミナー、研修会及び説明会等を以下のとおり開催するとともに、東京文具工業連盟の講演会事業との相互協力を行った。

１．文具・事務用品カーボンフットプリント製品別算定ルール説明会

開催日時　令和６年４月１７日（水）１４時～１６時

開催方法　オンライン開催

テ ー マ　第１部　算定ルールの説明

第２部　算定手順書の説明

講　　師　第１部　武内　計憲　氏（SDGs 推進委員会　製品 CFP 算定 WG）
　　第２部　伊藤　一夫　氏（SDGs 推進委員会　製品 CFP 算定 WG）
聴講者数　１８６人

２．カーボンフットプリント算定ワークショップ実施に関する説明会
開催日時　（第１回）令和６年８月８日（木）１１時３０分～１１時５０分
　　（第２回）令和６年８月９日（金）１１時３０分～１１時５０分
開催方法　オンライン開催
テ ー マ　カーボンフットプリント算定ワークショップの実施要領
講　　師　添田　修一　氏（SDGs 推進委員会　製品 CFP 算定 WG リーダー）
聴講者数　７９人（第１回４２人、第２回３７人）

３．カーボンフットプリント算定ワークショップ
（１）基礎編（４回実施）
開催日時　（第１回）令和６年９月１７日（火）１４時～１６時
　　（第２回）令和６年９月２６日（木）１４時～１６時
　　（第３回）令和６年１０月８日（火）１４時～１６時
　　（第４回）令和６年１０月１８日（金）１４時～１６時
開催場所　東京文具共和会館　４階 B 室　＆オンライン開催（併用）
講　　師　添田　修一　氏（SDGs 推進委員会　製品 CFP 算定 WG リーダー）
　　武内　計憲　氏（SDGs 推進委員会　製品 CFP 算定 WG）
　　伊藤　一夫　氏（SDGs 推進委員会　製品 CFP 算定 WG）
参加者数　３８人

（２）実践編（４回実施）
開催日時　（第１回）令和６年１１月１９日（火）１４時～１７時（東京）
　　（第２回）令和６年１２月１１日（水）１４時～１７時（東京）
　　（第３回）令和６年１２月１３日（金）１４時～１６時（大阪）
　　（第４回）令和６年１２月２４日（火）１４時～１６時（東京）
開催場所　東京文具工業健保会館　５階ホール（３回）
　　コクヨ株式会社　大阪本社　会議室（１回）
講　　師　添田　修一　氏（SDGs 推進委員会　製品 CFP 算定 WG リーダー）
　　武内　計憲　氏（SDGs 推進委員会　製品 CFP 算定 WG）
　　伊藤　一夫　氏（SDGs 推進委員会　製品 CFP 算定 WG）
参加者数　３０人（東京２６人、大阪４人）

４．環境配慮型プラスチックの活用に関する勉強会
開催日時　令和６年１１月２６日（火）１４時～１６時
開催場所　オンライン開催
テ ー マ　石油由来プラスチック使用量と CO2 排出量削減に向けて
　　～環境配慮型プラスチックの活用を通じて～
講　　師　藤田　大貴　氏（双日プラネット株式会社　エコマテリアル BU）

松林　正大　氏（双日プラネット株式会社　エコマテリアル BU）
聴講者数　１２１人

５．プラスチックに関する勉強会
開催日時　令和７年２月１０日（月）１４時～１５時３０分
開催場所　オンライン開催
講演内容　プラスチック問題の解説
再生プラスチックの現状
バイオプラスチックの現状
プラスチック資源循環の未来図
プラスチックリサイクルの最新技術
プラ削減が進んでいる業界の話など
講　　師　宇山　浩　氏（大阪大学大学院　工学研究科　教授）
聴講者数　２３０人

６．キッズデザインに関する勉強会
開催日時　令和７年２月２１日（金）１５時～１６時１５分
開催場所　オンライン開催
テ ー マ　「キッズデザイン」で付加価値を生み出す製品・サービス開発
講　　師　高橋　義則　氏（特定非営利活動法人キッズデザイン協議会　理事）
聴講者数　１４９人

７．文具・事務用品カーボンフットプリント製品別表示ルール説明会
開催日時　令和７年２月２６日（水）１４時～１５時３０分
開催方法　オンライン開催
テ ー マ　第１部　カーボンフットプリントに関する政府の方針
第２部　表示ルールの説明
講　　師　第１部　杉井　威夫 氏（環境省　脱炭素ビジネス推進室　室長）
第２部　添田　修一　氏（SDGs 推進委員会 製品 CFP 算定 WG リーダー）
聴講者数　１１２人

８．知的財産権セミナー
開催日時　令和７年３月７日（金）１４時～１６時３０分
開催場所　東京文具共和会館　４階Ｂ室　＆オンライン開催（併用）
テ ー マ　企業が押さえるべき著作権の留意点～著作権法の概観とともに～
講　　師　黒川　朋也　氏（創英国際特許法律事務所　副所長・弁理士）
聴講者数　１３４人

9．東京文具工業連盟との講演会事業相互協力
講演会相互協力により、東京文具工業連盟主催のセミナー等に当協会会員企業が参加した。

（１）カスタマーハラスメント防止研修

開催日時　令和６年７月１８日（木）１３時３０分～１６時３０分
開催場所　東京文具工業健保会館　５階ホール
テ ー マ　カスタマーハラスメントの基礎知識
　　現場で対応する際のスキル
　　組織としての防衛策
講　　師　徳田　祐一郎　氏（インソース　専任講師）
聴講者数　３１人

（２）マーケティングセミナー

開催日時　令和６年１１月１３日（水）１４時～１６時
開催方法　オンライン開催
テ ー マ　１行目から引き付ける～顧客を呼び込む言葉の作り方
講　　師　平田　けいこ　氏（コピーライター）
聴講者数　８５人

〔３〕文具に関する国際見本市の開催事業（定款第４条第４項、第５項事業）

１．第３５回 国際文具・紙製品展（ISOT2024）への特別後援

会　　期　令和６年７月３日（水）～５日（金）３日間
会　　場　東京ビッグサイト　東展示ホール
主　　催　ＲＸ Ｊａｐａｎ（株）
特別後援　(一社)全日本文具協会
来 場 者　４３，３５０人（３日間合計）

２．文具の見本市に関する意見交換

（１）文具生産業界における見本市のあり方に関する意見交換を行った。
・第１回：令和６年６月３日（月）　於 ロイヤルパークホテル
・第２回：令和６年８月６日（火）　於 マイドームおおさか

（２）当協会の令和7年度以降の国際文具・紙製品展への特別後援に関する条件について、RX Japan社から当協会に改訂の申し入れがあったため、両者で協議を行った結果、条件の一部を改訂することで合意した。

〔４〕内外関係機関等との交流及び協力（定款第４条第２項、第５項、第６項事業）

１．関係官庁との協力及び交流

（１）特許庁による「商品・サービス国際分類表に関する意見取り」に協力した。
（２）国際知的財産保護フォーラムに参加した。
（３）東京都による「業種別動向調査及び団体概要調査」に協力した。

２．その他関係機関との協力及び交流

（１）日本データ交換機構の運営に協力した。
（２）日本文化用品安全試験所の運営に協力した。

（３）流通システム開発センターの流通システム事業に協力した。
（４）日本文具財団（日本文具資料館）の運営に協力した。
（５）日用品工業団体協議会の運営に協力した。
（６）日本環境協会のエコマーク事業に協力した。
（７）日本文具財団の「文房至宝碑修祓の儀（令和６年１０月３１日）」に参加した。

３．関係官庁及び関係機関の施策及び情報等の周知連絡
経済産業省及び環境省等関係官公庁の施策等に関する情報、関係団体からの各種情報について、電子メール等により会員各社に配信した。

〔５〕その他、本会の目的を達成するために必要な事業（定款第４条第７項事業）
１．全文協団体ＰＬ保険制度の管理・運営
当協会が損害保険会社に管理・運営を委託している団体ＰＬ保険制度について、会員企業への加入斡旋を行うとともに、同保険制度に係る事務処理を行った。
委託先損害保険会社　損害保険ジャパン(株)
保険期間　令和６年７月１日～令和７年６月３０日
団体ＰＬ保険契約状況　契約企業　１５社

２．ホームページ等による情報提供
一般消費者及び事業者を対象に、会員企業情報、文具業界及び文具製品に関する情報、SDGs対応基本方針、プラスチック使用「文具・事務用品」設計ガイドライン、グリーン購入法（文具類）の手引き及び貿易統計等に関する情報を提供した。併せて定款、事業報告書、貸借対照表等のディスクロージャー情報を掲載した。
（１）ホームページのリニュアル
当協会のホームページのデザインをリニュアルし、一部のコンテンツを見直すとともに、タブレットやスマートフォンでも表示できるようにシステムを変更した。
https://www.zenbunkyo.jp

（２）会員企業専用ページの開設（閲覧には会員企業個別のID／PWが必要）
当協会のホームページに会員企業専用ページを開設し、会員企業向けに、当協会の著作物を中心として以下のコンテンツを掲載した（閲覧には会員企業別のID／PWが必要）。
・文具製品CO2排出量簡易算定ツール説明会資料
・文具製品CO2排出量簡易算定ツールVol.3.0
・文具・事務用品のCFP製品別算定手順書（算定ルール対応）
・CFP算定のポイント　Q&A（第１版）
・CO2算定マニュアル
・ECサイトに関するアンケート調査結果報告2024
https://www.zenbunkyo.jp/members/index.html

３．(一社)東京文具工業連盟の業務受託
(一社)東京文具工業連盟の業務を受託し、連盟事務局の運営と事業の遂行をはかった。

Ⅱ　総務関係

〔１〕会員の移動状況

区　分	期　首	期 中 異 動		期　末
	会 員 数	入 会	退 会	会 員 数
正会員（法人）	５９	0	1	５８
正会員（団体）	2	0	0	2
賛 助 会 員	3	0	0	3
合　計	６４	0	1	６３

〔２〕諸会議

１．第１２回定時総会

開催日時　令和６年６月３日（月）１７時

開催場所　ロイヤルパークホテル　２階　東雲

議　　案　令和５年度事業報告並びに同決算報告承認の件

令和６年度事業計画（案）並びに同予算（案）承認の件

理事補選の件　他

２．令和６年度第１回理事会

開催日時　令和６年５月２０日（月）１２時

開催方法　東京文具共和会館　２階Ｃ会議室

議　　案　令和５年度事業報告並びに同決算報告承認の件

理事改選の件　他

３．令和６年度第２回理事会

開催日時　令和７年２月２７日（木）１２時

開催場所　東京文具共和会館　２階Ｃ会議室

議　　案　令和７年度事業計画（案）並びに同予算（案）承認の件　他

４．監査会議

開催日時：令和６年４月２６日（金）１３時

開催方法：オンライン開催

監査事項：令和５年度事業報告並びに同決算報告に関する監査

５．委員会及び部会を述べ３２回開催した。

６．関係官庁及び関係諸団体との会議を述べ３１回開催した。

【別表１】国内出荷量における特定調達物品（文具類）の数量及び占有率の推移

（環境省：国の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等より）

調査対象品目（単位）	内訳	調査対象年度（2023年4月～2024年3月）				
		2023	2022	2021	2020	2019
シャープペンシル（千本）	国内出荷量	46,602	40,866	42,665	37,389	56,781
	特定調達物品	9,309	9,029	9,355	8,950	12,476
	占有率	20.0%	22.1%	21.9%	23.9%	22.0%
シャープペンシル替芯（百万個）	国内出荷量	955	1,198	1,177	981	1,313
	特定調達物品	377	430	482	525	681
	占有率	39.5%	35.9%	41.0%	53.5%	51.9%
ボールペン（千本）	国内出荷量	589,757	623,416	613,909	528,622	623,591
	特定調達物品	155,323	146,818	145,267	110.952	166,696
	占有率	26.3%	23.6%	23.7%	21.0%	26.7%
マーキングペン（千本）	国内出荷量	454,660	479,657	439,555	433,765	512,004
	特定調達物品	85,653	91,246	93,285	94,665	105,426
	占有率	18.8%	19.0%	21.2%	21.8%	20.6%
紙製ファイル（千冊）	国内出荷量	127,643	138,382	131,360	129,223	147,752
	特定調達物品	105,340	110,041	113,895	110,927	126,233
	占有率	82.5%	79.5%	86.7%	85.8%	85.4%
プラスチック製ファイル（千冊）	国内出荷量	93,207	97,397	101,905	81,997	89,290
	特定調達物品	31,264	38,502	42,763	40,959	43,600
	占有率	33.5%	39.5%	42.0%	50.0%	48.8%
紙製バインダー（千冊）	国内出荷量	1,317	1,205	1,131	1,379	1,571
	特定調達物品	1,316	1,173	1,122	13,64	1,546
	占有率	99.9%	97.4%	99.2%	98.9%	98.4%
プラスチック製バインダー（千冊）	国内出荷量	4,676	5,778	6,903	6,084	6,587
	特定調達物品	3,263	4,038	4,643	4,778	5,161
	占有率	69.8%	69.9%	67.3%	78.5%	78.3%
定規（千個）	国内出荷量	666	695	764	1,007	1,034
	特定調達物品	180	252	259	326	159
	占有率	27.0%	36.3%	33.9%	32.4%	15.3%
ステープラー（千個）	国内出荷量	3,678	3,993	4,744	4,335	4,744
	特定調達物品	3,104	3,375	4,235	3,422	4,235
	占有率	84.4%	84.5%	89.3%	78.9%	89.3%

【別表２】国等の機関による特定調達物品（文具類）の調達量の推移（抜粋）

（環境省：国の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等より）

調査対象品目	調査対象年度（2023年4月～2024年3月）					
	単位	2023	2022	2021	2020	2019
シャープペンシル	千本	424	320	225	1,096	425
シャープペンシル替芯	千個	180	221	182	185	266
ボールペン	千本	2,395	2,057	1,687	8,557	1,948
マーキングペン	千本	2,138	2034	1,853	1,871	2,049
鉛筆	千本	893	674	692	8,029	696
スタンプ台	千個	39	41	45	51	48
ゴム印	千個	641	705	716	685	847
事務用修正具（テープ）	千個	139	131	132	147	161
消しゴム	千個	414	369	299	1,177	517
クラフトテープ	千個	217	151	165	168	156
両面粘着紙テープ	千個	111	125	98	117	131
のり（固形）	千個	295	300	304	316	332
のり（テープ）	千個	355	377	331	344	370
OAクリーナー	千個	79	84	105	127	81
ファイル	千冊	11,192	11,181	11,741	12,784	12,557
バインダー	千冊	668	535	508	497	529
ファイリング用品	千個	2,813	2,427	3,007	4,613	6,606
封筒	千枚	126,255	129,776	138,349	201,420	315,083
ノート	千冊	405	488	374	432	411
けい紙・起案用紙	千個	196	108	177	182	175
付箋紙	千個	5,340	4,974	4,236	4,172	3,843
インデックス	千個	3,190	3,837	1,618	1,179	1,523
タックラベル	千個	1,143	1,457	1,469	838	820
チョーク	千本	473	426	463	460	921
カードケース	千個	698	386	381	422	384
定規	千個	64	112	173	909	52
ステープラー	千個	63	58	67	93	65
はさみ	千個	60	46	55	54	53
カッターナイフ	千個	55	57	44	50	46

【別表３】国等の機関によるグリーン購入の実施による環境負荷低減効果

（環境省：国の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等より）

１）プラスチック使用削減量の試算　（単位：t）

調査対象品目	調査対象年度（2023年4月～2024年3月）				
	2023	2022	2021	2020	2019
筆記具類	16.3	14.8	12.7	32.4	14.8
プラスチック製ファイル・バインダー	73.8	85.1	89.9	100.2	96.8
定規・ステープラー	1.7	2.2	3.1	13.3	1.6
その他のプラスチック製文具	126.0	122.0	146.0	158.9	133.5
合　計	217.8	224.1	251.7	304.8	246.7

注）グリーン購入法施行前の2000年度における特定調達物品等の市場占有率と各年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、原材料として使用されるプラスチックの削減量を試算。

２）焼却した場合のCO2排出量削減量の試算　（単位：t-CO2）

調査対象品目	調査対象年度（2023年4月～2024年3月）				
	2023	2022	2021	2020	2019
筆記具類	45.0	40.9	35.2	94.4	40.8
プラスチック製ファイル・バインダー	204.0	235.0	249.0	277.0	268.0
定規・ステープラー	4.6	6.2	8.6	36.7	4.1
その他のプラスチック製文具	347.0	337.0	404.0	439.0	369.0
合　計	600.6	619.1	696.8	847.1	681.9

注）再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算。